

学習者用タブレット端末利用における留意事項

- 文部科学省が打ち出した GIGA スクール構想に基づき、飛島学園(以下「学園」といいます。)に通学する生徒へ家庭学習等に必要となるタブレット端末、電源ケーブル及びQRコード(以下「貸与機器」といいます。)の無償貸与を、以下の通り実施します。
- 貸与期間は令和9年3月31日までとします。貸与機器はメンテナンスのため、年度末等に学園で回収することがあります。したがって、別紙確認書は、年度ごとに提出していただく必要があります。
- 転出や卒業など、学園での在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

【貸与機器本体について】

○学園外での利用におけるインターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、ご家庭でのご負担をお願いします。

○貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止とします。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をいただく場合があります。

(1) 貸与機器を利用者以外の者(利用者を指導する教職員やICT支援員を除く)に使用させ、または転貸すること。

(2) 貸与機器を売却、廃棄または故意・重過失、第三者の加害行為により破損させること。

(3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

○貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学園に申し出たうえ、指示に従ってください。必要な手続きをお願いする場合があります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。

なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

【貸与機器の使い方について】

○学習以外での使用はしないでください。また、ID やパスワードを変更しないでください。

○公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はしないよう、お子様をご指導ください。

○貸与機器は、不適切なサイトへのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っています。安心安全なインターネット利用に向けてお子様をご指導ください。また、貸与機器の通信記録や、Webアクセスの履歴、e ライブラリを活用した学習状況等を教育委員会や学園が調査・確認する場合があります。

○情報モラルについては学園でも指導しておりますが、自分も他人も傷付くことがないよう、お子様をご指導ください。

○学園から配信される映像等を動画や写真に撮影したり、記録(スクリーンショットやレコーディング等)したりしないよう、お子様をご指導ください。

○個人情報の取り扱いには十分注意し、SNS や YouTube 等インターネット上に公開しないようお子様をご指導ください。